

# 令和6年度 沖縄県立西崎特別支援学校高等部入学者選抜募集要項

## 1 方針

沖縄県立西崎特別支援学校高等部入学者の選抜は、高等学校（高等部）及び中学校（中学部）教育の正常な充実を期し、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、本校における教育が必要な者又は本校の教育を受けるに足る能力と適性、状態等を備えた者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、本校校長が所定の出願書類、学力検査等及び面接の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 知的の教育課程履修予定者に対して実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、数学、技術（職業）分野、体育の4教科等について、一般入学志願者に対して行う。
- (4) 生徒の実態に応じて、一斉に実施する学力検査問題以外の学校作成問題を一部の生徒に実施する。
- (5) 学力検査問題は、県教育委員会で作成した県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題又は本校独自に作成した問題で実施する。

## 2 一般入学

### (1) 出願資格

学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）第22条の3に規定する「知的障害者」に該当する者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者とする。

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を募集年度の3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者

イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業生」という。）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 11月末日までに志願前相談を受けた者

### (2) 募集定員及び区域

募集定員は県教育委員会が別に定める。

募集区域	<p>ア 那覇市（那覇市立小禄及び金城中学校区域に限る。）、豊見城市（豊見城市立豊見城及び伊良波中学校区域に限る。）、糸満市</p> <p>イ 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規定第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる以下の区域から出願する者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町</p></div>
------	--

### (3) 出願期間

- ア 受付日時 令和6年2月7日(水) 午前9時～午後4時  
8日(木) 午前9時～午後4時  
※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。
- イ 受付場所 沖縄県立西崎特別支援学校 2階 会議室

### (4) 出願手続

- ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則により定められた通学区域の1校に出願することができる。  
※中頭学区のうち、美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の区域については、当分の間通学区域の規則に関わらず本校に出願できるものとする。ただし、出願できる人数については、別途調整する。
- イ 志願者は、次の(ア)から(カ)の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長(以下「出身中学校長等」という。)に提出しなければならない。出身中学校長等は、志願者に係る次の(ア)から(カ)の書類を本校校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。
- (ア) 入学志願書(第1号様式)
- (イ) 住民票謄本(マイナンバー掲載なし)  
ただし、次の a 及び b の者のみとする。また、住民票謄本は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。
- a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの
- b 志願者が県外の中学校等出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの
- (ウ) 健康診断書(第8号様式)  
過年度卒業者のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。
- (エ) 療育手帳の写(身体障害者手帳等、その他の手帳を所持している場合は全ての写)。  
※1 更新期限が超過した療育手帳、及びその他の手帳は無効とする。  
※2 療育手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)  
※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
- (オ) 確約及び証明書(第5号様式)  
ただし、次の a 又は b の者に限る。
- a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者(前記2の(2)のイ)
- b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
- (カ) 写真票(第15号様式)  
出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
- (キ) 調査書(第2号様式または第2号-2様式)
- ※1 第2号様式は、通常の教育課程履修者用である。  
※2 第2号-2様式は、知的の教育課程履修者用である。  
※3 西崎特別支援学校中学部から出願するものについては、個別の教育支援計画、個別

の指導計画を調査書に替える。

(ク) 入学志願者名簿（第3号様式）

ウ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続きによる。

(ア) 県外からの入学志願者のための許可願（第4号様式）を令和6年1月25日までに教育長に提出し、許可を受けること。

(イ) 前記(ア)の許可願、入学志願書（第1号様式）のほか、本校校長が必要と認める書類を本校校長に提出すること。

エ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類を本校校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（第1号様式）

(イ) 本校校長が必要と認める書類

## (5) 志願変更及び手続

ア 志願変更

(ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学校に出願した者のうちで、出身中学校長等及び志願先特別支援学校長が適当と認めた者は、志願した特別支援学校高等部、学科又はコースの変更(以下「志願変更」という。)を行うことができる。

(イ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。

(ウ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更申出期間 令和6年2月14日（水） 午前9時～午後4時  
15日（木） 午前9時～午後4時

入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和6年2月20日（火） 午前9時～午後4時  
21日（水） 午前9時～午後4時

ウ 志願変更する者は、志願変更願（第6号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ 出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別支援学校長に志願変更する者の志願変更願（第6号様式）を提出し、志願先特別支援学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「1一般入学」の「(4)出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

## (6) 学力検査及び面接について

ア 期日・・・・・・・・令和6年3月6日（水）、7日（木）

イ 集合時間及び場所

時間・・・・午前9時15分（午前8時50分受付開始）

場所・・・・沖縄県立西崎特別支援学校 体育館

※前記2の(2)のイの区域については、県教育委員会が設置する出張検査場で受検することができる。なお、出張検査場で受検を希望する場合は志願前相談時に必ず相談

すること。

ウ 当日の日程

※第1日目は制服（式服）で登校する。

第 1 日 目 (3月6日)	時 間	内容及び注意事項
	8:50~9:15	受付（体育館前） ※受付を済ませたら体育館にて待機
	9:15~9:30	検査の日程確認、諸注意
	9:30~10:00	各検査会場へ移動、検査開始準備
	10:00~10:50 11:15~12:05	国語 (50分) 休み時間 (25分) 数学 (50分) ※県作成問題と併せて学校作成問題を実施する場合がある。 ※必要がある受検者については、保護者に対し待機時間を利用し「保健面談」「通学方法面談」「給食に関する面談(アレルギー対応等)」を実施する。
	12:05~13:05 13:15~15:45	昼食・面接準備 面接 (約30分) ※「受検者のみ」「保護者のみ」の面接をそれぞれ行う。 場合によっては「両者同席」での面接を行う。 ※ 並行して「制服・体育着等採寸」を実施する。

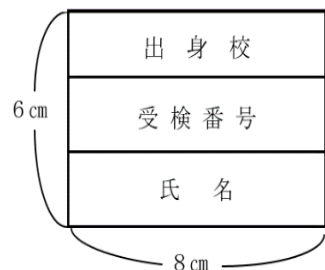
※第2日目は各学校指定ジャージ（中から体育着を着用）で登校する。

第 2 日 目 (3月7日)	時 間	内容及び注意事項
	8:50~9:15	受付（体育館前） ※受付を済ませたら体育館にて待機
	9:15~9:30	検査の日程確認、諸注意
	9:30~10:00	各検査会場へ移動、検査開始準備
10:00~10:50 11:15~12:05	技術（職業） (50分) 体育館へ移動 (25分) 体育 (50分)	

エ 持ち物

- ・名札を用意し（例を参照）左胸につける。
- ・HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）、消しゴム
- ・定規、コンパス（三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可）
- ・はさみ（紙切り用）、スティックのり
- ・体育館シューズまたは上履き
- ・水筒
- ・弁当（1日目のみ）

名札 <例>



受検者は、他に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ、鉛筆削り（弾道式・大型のもの。ナイフ類は不可）
- ・時計（辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可。）
- ・眼鏡、ハンカチ(無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

#### オ 検査時間及び配点

- (ア) 県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各100点とする。
- (イ) 学校作成問題は生徒の実態に応じて実施する。

#### (7) 選抜の方法

- ア 本校校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、所定の出願書類、学力検査等及び面接の結果を基にして総合的に判定し選抜する。

#### (8) 合格発表及び通知

令和6年3月14日（木）の午前9時に本校において掲示する。同時に、ホームページにも掲載する。選抜の結果について、「選抜結果の通知書」により中学校長を通じて本人及び保護者に通知する。受検者本人の学力検査得点について、（第2次募集の合格発表の合格発表の日の翌日から1ヶ月を経過する日まで）口頭により開示請求ができる。

### 3 第2次募集

合格者が募集定員に満たない場合は、第2次募集を行う。

#### (1) 出願資格

前記2(1)に該当する者で、県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

#### (2) 出願期間

- ア 受付日時 令和6年3月15日（金） 午前9時～午後4時  
18日（月） 午前9時～午後4時

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合は、その限りではない。

- イ 受付場所 沖縄県立西崎特別支援学校 2階 生活訓練室

#### (3) 出願手続

ア 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続きによる。

- (ア) 県立高等学校における学力検査を受検した者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、高等支援学校等特別支援学校高等部1校・1学科・1コースに併願できる。（ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。）
- (イ) 県立高等支援学校等における学力検査を受検した者は、当該年度に第2次募集を実施

する高等支援学校に出願することができる。更に、本校高等部に併願することができる。

(ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。)

イ 志願者は、下記(ア)(イ)(ウ)の書類を出身中学校長等に提出しなければならない。出身中学校長等は、志願者に係る次の(ア)から(オ)の書類を本校学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 第2次募集入学志願書(第9号様式)

(イ) 確約及び証明書(第5号様式)ただし、次の a 又は b の者に限る。

a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者(前記1の(2)のイ)

b 沖縄本島、宮古島、石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(ウ) 療育手帳の写(身体障害者手帳等、その他の手帳を所持している場合は全ての写)。

※1 療育手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)

※2 更新期限が超過した療育手帳、及びその他の手帳は無効とする。

※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(エ) 調査書(一般入学で提出したものと内容は同じもの)

(オ) 第2次募集志願者名簿(第10号様式)

ウ 本校校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の提供を求める。

(ア) 学力検査成績証明書(第14号様式)

※2次募集の併願校については、2次募集志願先校に提出された学力検査成績証明(第14号様式)の写。

(イ) 健康診断書(一般入学で提出のあった者に限る。)

(ウ) 写真票(第15号様式)※一般入試で高等学校を受験した場合は、そのまま使用してよい。

エ ウの出願書類等の提供を求められた学校長は、当該志願者に係る前記の書類を本校校長へ送付する。

#### (4) 志願変更及び手続

ア 志願変更

志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科又はコースを変更(以下「2次志願変更」という。)することができる。

イ 入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和6年3月19日(火)午前9時から午後4時

ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願(第12号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ 出身中学校長等は、所定の期間内に志願先学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。

※郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。

オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「3 第2次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、志願先学校長に第2次募集志願変更願(第12号様式)で申し出るだけでよい。

## (5) 面接について

ア 期日・・・令和6年3月26日（火）

イ 集合時間及び場所

時間・・・午前9時10分（午前9時受付開始）

場所・・・沖縄県立西崎特別支援学校 2階 会議室

ウ 当日の日程

時間	内容及び注意事項
9:00～9:15	・受付 ※2階会議室で受付 ・検査の日程確認、諸注意
9:30～	・面接（約30分） ※「受検者のみ」「保護者のみ」の面接をそれぞれ15分ずつ行う。 場合によっては「両者同席」での面接を行う。 ※必要がある受検者については保護者に対し、「保健面談」「通学方法面談」「給食に関する面談（アレルギー対応等）」を実施する。 ※「制服・体育着等採寸」は直接店舗に行く。

エ 持ち物

- ・服装は制服（式服）
- ・各自で名札を用意（名札の様式は4ページの例を参照）
- ・体育館シューズまたは上履き
- ・水筒

## (6) 選抜の方法

学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書、面接等の結果を資料として、高等部入学者選抜判定会議にて総合的に判定し選抜する。

## (7) 合格発表及び通知

令和6年3月27日（水）午前9時に本校において掲示する。同時に、ホームページにも掲載する。選抜の結果について、「選抜結果の通知書」により中学校長等を通じて本人及び保護者に通知する。

## 4 追検査

新型コロナウイルス感染症の影響により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。また、追検査で不合格となった者は追検査第2次募集へ出願することができる。県立高等学校における追検査で不合格となった者は、追検査第2次募集へ併願することができる。

追検査の期日は、令和6年3月18日（月）及び19日（火）とし、追検査第2次募集出願・面接の期日は、令和6年3月26日（火）とする。

追検査の合格発表は、令和6年3月25日（月）とし、追検査第2次募集の合格発表は、令和6年3月27日（水）とする。その他詳細については、別に定める。

## 5 調査書

(1) 本校校長は、出身中学校長等の提出した調査書（第2号様式）に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求める。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

## (2) 調査書の作成方法（第2号-2様式）

ア 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。

イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。

ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。

エ 「各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。

(ア) 「学習状況」の欄はA B C Dの評価を記入する。

(イ) Aの評価は、完全に自身でできる場合。

(ウ) Bの評価は、部分的な支援があればできる場合。

(エ) Cの評価は、学習の理解が困難である場合。

(オ) Dの評価は、学習に臨む準備ができていない場合、或いは興味関心が向かない場合。

オ 「発達の記録」の欄は、最新の情報で記載すること。

カ 「出欠の記録」の欄は指導要録に基づいて次のように記入する。

(ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。

(イ) 3年は令和6年1月26日現在で記入する。

(ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに（ ）内に内数として記入する。

キ 「健康と体力」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。

過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和5年1月以降に行った健康診断書（第8号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）

## 6 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

志願者のうち、帰国子女等について、本校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式2）を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

## 7 不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い

志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第13号様式）を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

## 8 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

(1) 本校受検の配慮を希望する者は、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第16号様式）

に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて所属する中学校長もしくは特別支援学校長に提出することができる。

(2) 志願を希望する者が所属する中学校長もしくは、特別支援学校長は前記(1)の書類を県立学校教育課へ10月末までに提出する。

(3) 本校は、県立学校教育課より通知された配慮事項に基づいて学力検査等を実施する。



## 9 入学手続

合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）第18条の規定に基づき、令和6年3月28日（木）までに入学手続きを完了すること。

## 10 その他

- (1) 中学校長等は、進学した者について学校教育法施行規則第24条第1項に規定する当該生徒の指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則(昭和33年度文部省令第18号)第8条1項に規定する生徒健康診断表及び歯の検査票並びにキャリアパスポートを募集年度の3月末日までに本校校長に提出すること。

### (2) 新入生オリエンテーションの日程

日時・・・令和6年3月28日（木）

場所・・・沖縄県立西崎特別支援学校 体育館

内容・・・必要書類の提出、入学に関することの説明

## 11 問い合わせ先（入学者選抜募集要項について）

沖縄県立西崎特別支援学校

〒901-0305 沖縄県糸満市西崎1丁目1番2号

〔TEL〕 098-994-6855

〔FAX〕 098-994-6856

高等部入試担当：与儀しのぶ、大城葉子